

東京都台東区民間施設緑化推進要綱

平成15年10月1日

15台都公第66号

最新改正 令和7年7月1日

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都台東区みどりの条例（平成4年10月台東区条例第39号。以下「条例」という。）及び東京都台東区みどりの条例施行規則（平成5年3月台東区規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、民間施設における建築物の屋上緑化等の推進及びこれに対する助成に関し必要な事項を定めることにより、良好な自然的環境や都市景観の創出を図るとともに、都市環境や地球環境の保全を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ベランダ 建築物の外壁から張り出して設けられた手すり付きの屋根のある屋外スペースをいう。
- (2) バルコニー 建築物の外壁から張り出して設けられた手すり付きの屋根のない屋外スペースをいう
- (3) 緑化区画 植栽基盤としての植え込み地をいう（既成プランター（ベランダ以外にあっては1基当たりの植栽面積が0.3平方メートル以上のもの、ベランダにあっては、1基当たりの幅が30センチメートル以上のもの）及び1基当たりの幅が25センチメートル以上のハンギングバスケット（ベランダに限る。))で形成されたものを含む。）
- (4) 接道部 道路に接する部分から奥行き4メートル以内の部分（道路から塀又はフェンスにより見通しが妨げられない箇所に限る。）をいう。
- (5) 屋上緑化 建築物の屋上又はバルコニー（以下「屋上等」という。）の全部又は一部に緑化区画を設け、樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽することをいう。
- (6) 壁面緑化 建築物の壁面にネット等の補助資材を設置し、つる性植物等を這わせ、又は屋上等からつる性植物等を下垂させ、壁面を覆うことをいう（壁面に固定された藤棚等の日除棚設置による緑化を含む。）。
- (7) 地先緑化 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に面した接道部（ただし宅地内に限る。）に緑化区画を設け、樹木、地被類、多年草等を植栽することをいう。
- (8) ベランダ緑化 建築物のベランダに緑化区画を設け、樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽することをいう。

(助成対象建築物等)

第3条 この要綱に基づく助成の対象となる建築物及び接道部は、次の各号に掲げる区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、東京都台東区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 屋上緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物
 - (2) 壁面緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物
 - (3) 地先緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物の接道部
 - (4) ベランダ緑化 敷地面積300平方メートル未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000平方メートル未満の既存建築物
- 2 前項各号の要件を満たしている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の接道部は、助成の対象外とする。
- (1) 国、地方公共団体又はこれらが出資する団体が所有する建築物又は建築物の接道部
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に係る建築物又は建築物の接道部
 - (3) 自らの所有に属さない建築物又は建築物の接道部に緑化工事の施工をする場合で、当該施工について建築物所有者等の承諾を得られていない建築物又は建築物の接道部
 - (4) 建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定する避難経路の妨げになる箇所、落下の足掛かりになる箇所、管理規約等において設置が禁止されている箇所を緑化する建築物又は建築物の接道部
 - (5) この要綱に基づく助成金の交付を受けてから、10年を経過していない建築物又は建築物の接道部
 - (6) この要綱以外の法令等に基づき、緑地部分について助成金又は補助金を受けている建築物又は建築物の接道部

（助成対象者）

第4条 区長は、前条の要件を満たす東京都台東区内の建築物又は建築物の接道部に新たな緑化区画を設ける所有者等で、次に掲げる要件を満たすものに対し緑化に要した費用の一部を、予算の範囲内において助成する。

- (1) 個人にあっては住民税、法人にあっては事業税を滞納していないこと。
- (2) 個人にあっては「我が家のCO₂ダイエット宣言」、法人にあっては「我が社のCO₂ダイエット宣言」をしていること。

（助成対象面積等）

第5条 助成の対象となる緑化面積及び延長（以下「緑化面積等」という。）は次の各号に掲げるものとする。ただし、条例第17条及び規則第9条の3の規定により緑化する緑化面積等は除く。

- (1) 屋上緑化 1平方メートル以上の緑化区画
- (2) 壁面緑化 1平方メートル以上の緑化区画

- (3) 地先緑化 奥行が20センチメートル以上、かつ、延長が1メートル以上の緑化区画。ただし、緑化区画の一部が接道部にあり、かつ、道路から緑化区画全体の確認が可能な場合は奥行きを延長部とみなすことができる。
- (4) ベランダ緑化 0.25平方メートル以上の緑化区画
- 2 前項各号の緑化面積等の算定に当たっては、複数にまたがる緑化区画がある場合にはその緑化面積等を合算するものとする。
- 3 前2項の緑化面積等の算定に当たっては、小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(緑化面積等の算定)

第6条 前条第1項の緑化面積等は、次に掲げるところにより算定するものとする。

- (1) 屋上緑化 樹木(中・低木)、地被類、多年草等を植栽した面積。ただし、緑化区画内の池、噴水等の水景施設面積は緑化面積等に算入し、デッキ等舗装面積は緑化面積等に算入しない。
- (2) 壁面緑化
- ア 建築物の外壁に地上からつる性植物等が壁面を覆うようにした場合は、植栽時につる性植物等が覆う面積。ただし、補助機材を使用してつる性植物等が壁面を覆うようにした場合は、補助機材が覆う面積を緑化面積とすることができる。
- イ 建築物の外壁に屋上等からつる性植物が壁面を覆うようにした場合は、植栽時につる性植物等が覆う面積。ただし、補助機材を使用してつる性植物等が壁面を覆うようにした場合は、補助機材が覆う面積を緑化面積とすることができる。
- ウ 建築物の外壁に固定した棚を使用し、つる性植物等が張出し面を覆うようにした場合は、棚の張出し面積。
- (3) 地先緑化 敷地内の接道部に樹木(中・低木)、地被類、多年草等を植栽した面積。ただし、緑化区画内の池、噴水等の水景施設面積は緑化面積等に算入し、デッキ等舗装面積は緑化面積等に算入しない。
- (4) ベランダ緑化 樹木(中・低木)、地被類、多年草等を植栽した面積。ただし、緑化区画内の池、噴水等の水景施設面積は緑化面積等に算入し、デッキ等舗装面積は緑化面積等に算入しない。

(助成金額)

第7条 助成金額は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 屋上緑化 1平方メートル当たり20,000円に緑化面積を乗じて得た金額と助成対象工事に要した金額の2分の1に相当する金額のいずれか小さい額とし、30万円を限度とする。
- (2) 壁面緑化 1平方メートル当たり5,000円に緑化面積を乗じて得た金額と助成対象工事に要した金額の2分の1に相当する金額のいずれか小さい額とし、15万円を限度とする。

- (3) 地先緑化 1メートル当たり10,000円に緑化延長を乗じて得た金額と助成対象工事に要した金額の2分の1に相当する金額のいずれか小さい額とし、10万円を限度とする。
- (4) ベランダ緑化 1平方メートル当たり30,000円に緑化面積を乗じて得た金額と助成対象工事に要した金額の2分の1に相当する金額のいずれか小さい額とし、5万円を限度とする。
- 2 前項各号の助成対象工事に要した金額については、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。
- 3 第1項各号の助成金のうち2つ以上を同時に受ける場合は、助成金額の限度額の合計は50万円とする。
- 4 区の予算残額が、第1項各号の規定により算出された助成金額を下回る場合は、当該予算残額をもって助成金額とする。

(助成対象の交付申請)

- 第8条 助成金の交付を受けようとする者は、民間施設緑化助成金交付申請書(第1号様式)に別表に掲げる必要書類を添えて緑化工事の施工前に区長に申請しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 区長は、必要と認める場合は、別表に掲げる書類以外の資料を提出させることができる。

(手続の代行)

- 第9条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請等に係る手続の代行を、緑化工事を施工する者等に対して依頼することができる。
- 2 前項の規定により手続を代行する者(以下「代行者」という。)は、誠意をもって手続を遂行するとともに、これにより知り得た個人情報等を漏洩してはならない。
 - 3 区長は、代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該代行者に対して手続の停止を求めることができる。

(交付決定及び申請却下)

- 第10条 区長は、第8条の規定による申請を受けた場合は、必要な審査を行い、助成の対象となることを決定したときは、民間施設緑化助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、必要に応じて前項の決定に条件を付することができる。
 - 3 区長は、申請者について受給資格がないと認めるときは、民間施設緑化助成金却下通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第11条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その内容を変更しようとするときは、変更に関わる行為に着手する前までに、緑化計画変更図面を添えて、民間施設緑化助成金計画変更申請書(第4号様式)により、区長に申請

しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し適当と認める場合には、民間施設緑化助成金計画変更承認通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、工事を中止したときは、直ちに民間施設緑化助成金計画中止届出書（第6号様式）をもって、区長に届け出なければならない。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第10条第2項の規定に基づいて付された条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、民間施設緑化助成金交付決定取消通知書（第7-1号様式）により交付決定者に通知する。

3 区長は、前項の通知を受けた者に対して既に助成金を交付しているときは、民間施設緑化助成金返還命令書（第7-2号様式）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

（完了の報告）

第13条 交付決定者は、緑化工事の完了後速やかに次に掲げる書類を添えて、民間施設緑化助成金工事完了報告書（第8号様式）により、区長に報告しなければならない。

- （1） 工事完了の写真
- （2） 緑化完了図
- （3） 緑化に係る費用を支払ったことがわかるもの
- （4） その他区長が必要と認めるもの

2 前項の完了報告書は、次に掲げる日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- （1） 交付決定の通知を受けた日から起算して概ね3月を経過する日
- （2） 交付決定の通知を受けた日の属する年度の最終日（東京都台東区の休日を定める条例（平成元年3月台東区条例第2号）の規定による区の休日に当たるときは、その前日又は前々日）

（助成金の交付額の確定）

第14条 区長は、前条の規定により完了報告書が提出されたときは、その内容を審査するとともに現場検査を行い、当該報告書における緑化工事が助成金の交付決定内容に適合すると認められる場合には、助成金の額を確定し、民間施設緑化助成金交付確定通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

2 区長は、前条の報告の内容が不適切であると認めたときは、民間施設緑化助成金交付決定取消・返還通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第15条 前条第1項の規定による交付確定を受けた者は、民間施設緑化助成金交付請求書(第10号様式)により、助成金を請求するものとする。

2 前項の民間施設緑化助成金交付請求書は、前条第1項に規定する民間施設緑化助成金交付確定通知書の発行日の属する年度内に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の民間施設緑化助成金交付請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(違約金)

第16条 交付決定者は、第12条第3項の規定により助成金の返還を命じられたときは、助成金の交付を受けた日から還付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を還付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(緑化区画等の管理義務等)

第17条 助成金の交付を受けた者は、緑化区画等を常に良好な状態で管理し、区内の緑被率の向上並びに地球温暖化及びヒートアイランド防止対策に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか地先緑化については、歩行者、自転車等の通行の安全確保のため、支柱設置、定期的な剪定等の植栽管理に努めなければならない。

(指導・助言・調査等)

第18条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、区内の緑被率の向上、地球温暖化防止及びヒートアイランド対策を推進するよう、指導及び助言を行うことができる。

2 区長は、この要綱による助成を受けて緑化工事をした者に対し、必要に応じて緑化区画等の維持管理状況を調査できるものとし、助成金を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

(その他)

第19条 助成金の交付については、この要綱の定めるもののほか、東京都台東区補助金等交付規則(昭和45年12月台東区規則第37号)の定めるところによる。

2 助成金の交付について必要な事項で、東京都台東区補助金等交付規則及びこの要綱に定めのないものについては、別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 東京都台東区民間施設緑化推進助成金交付要領（平成21年3月24日付20台都公第294号）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

必要書類	屋 上	壁 面	地 先	ベ ラ ン ダ
事前調査票	○	○	○	○
みどりの条例に基づく緑化計画図等 ※既存建築物又は既存建築物の接道部の場合は不要	○	○	○	○
狭あい道路拡幅整備事業における配置図等 ※拡幅時、新たに緑化を行う場合	－	－	○	－
平面図	○	－	○	○
立面図	－	○	－	－
面積求積図	○	○	○	○
住民税の納税証明書又は非課税証明書（前年度分） ※個人として申請する場合かつ台東区外からの転入者又は台東区外に居住するもの	○	○	○	○
事業税の納税証明書又は非課税証明書（前年度分） ※法人として申請する場合	○	○	○	○
建築物の所有者を証する書類（建築物の登記事項証明書等）	○	○	－	○
敷地の所有者を証する書類（敷地の登記事項証明書等）	－	－	○	－
建築物の所有者の施工承諾書 ※簡易に移動が可能な場合は不要 ※申請者の単独所有である場合は不要	○	○	－	○
敷地の所有者の施工承諾書 ※簡易に移動が可能な場合は不要 ※申請者の単独所有である場合は不要	－	－	○	－
管理組合等の施工承諾書（議事録等） ※管理組合等のある共同住宅の常時共用部として使用される部分を施工する場合	○	○	○	○
緑化工事見積書の写し	○	○	○	○
緑化工事着手前の写真	○	○	○	○
本人確認書類の写し ※個人で申請する場合	○	○	○	○
我が家のCO2 ダイエット宣言シート又は我が社のCO2 ダイエット宣言書	○	○	○	○

備考 公的機関等が発行する証明書等については、発行後3箇月以内のものの写しとする